

令和 7 年度いなんせ斎苑敷地内高木剪定業務委託仕様書

業 務 名：令和 7 年度いなんせ斎苑高木剪定業務委託

業 務 場 所：浦添市伊奈武瀬 1 丁目 7 番 5 号

履 行 期 間：契約締結日の翌日から令和 7 年 1 2 月 2 6 日まで

第 1 一般事項

- 1 本業務は、いなんせ斎苑敷地内の樹木の剪定を対象とする。
- 2 この仕様書は、業務の基本事項を示すものであり、状況に応じ軽微なもの、又は、設計書に記載されていない事項であっても管理上必要なものについては、発注者の指示に従い、異議なく実施するものとする。
- 3 本仕様書のほか、沖縄県土木建築部監修「土木工事共通仕様書」「植栽工事共通仕様書」「植栽維持管理工事共通仕様書」に基づくものとし、管理基準に関しては最新の沖縄県土木建築部監修、「土木工事施工管理基準」の各基準に基づくものとする。
- 4 受託者は、契約締結後、発注者と打ち合わせ後に作業を実施するものとする。実施に当たっては、来苑者に支障をきたさないよう、発注者と随時打合せのうえ施行すること。
- 5 来苑者への災害防止及び作業員の労働災害の防止等のため、各種保険に加入すること。
- 6 受託者の過失により生じた物件の棄損は、受託者の負担とする。

第 2 樹木剪定

- 1 剪定日程及び対象
剪定日程は当苑担当者と調整して決定し、剪定の対象は、別紙「いなんせ斎苑エリア地図」A 区域の樹木を対象とする。
- 2 注意事項
 - ア 剪定は、強剪定を基本とし、樹木全体における葉の部分を半分程度に樹形のバランスを考慮しつつ剪定を行い、不用の枝は付け根から切り取る。又、剪定後の切り口には必要に応じて薬剤を塗布し、枯れ枝、破損枝も切除すること。
 - イ 刈り込む場合には、花芽の分化時期と着生位置に注意して実施すること。
 - ウ 形状に応じて、美観を維持するように成長度や樹種の特性に配慮すること。
 - エ 敷地外へはみ出している部分や電線に接近、接触している部分は危険であるため、全て切り落とすを行うこと。また、その際は転倒落下等の被害防止に万全を期すこと。
 - オ 正門入口付近や駐車場内において車両の通行又は駐停車の妨げとなっている幹・枝は切り落とすこと。
 - カ 刈り取った枝葉は、速やかに処理し、特に枝葉が残らないように周辺の清掃を完全に行うこと。

第3 現場管理

- 1 業務遂行において、作業員に適切な指示や指導を行うことができる者を1人配置すること。
- 2 作業は、施設（火葬場）の性格に十分留意し、静粛かつ丁寧に行い、できるかぎりチェーンソー等、騒音の発生する機械の使用を控えること。また、ご遺族の心情に配慮するため、棺が到着する時間帯（朝8時30分から午後1時30分）については正面玄関近くにおいて作業は実施しないこと。
- 3 剪定作業等で発生した枝葉、残材、ゴミ等は、通行の支障とならないよう留意し、作業完了後は、関係法令に則り、速やかに処分するものとする。
- 4 受託者は、労働安全衛生法等の関係法令の遵守はもちろんのこと、常に作業の安全に注意して現場管理を行い、事故防止に努めなければならない。
作業実施中に事故等が発生した場合は、応急措置を講じ、遅滞なくその状況を発注者に報告するとともに、受託者の責任において処理するものとする。
- 5 受託者は、剪定作業時に必要となる道路管理者等への事前連絡や周辺道路駐車車両への看板等による事前の駐車禁止の表示による呼び掛けやカラーコーンの設置及び架空線周辺での作業における関係機関（沖縄電力・NTT）への協議など、必要な手続等の対応をとらなければならない。なお、手続きに要する費用は受託者の負担とする。
- 6 受託者は、実施にあたって近隣事業者からの苦情又は意見があったときは、丁寧に対応し、遅延なく発注者に報告しなければならない。

第4 提出書類

受託者は、実施後に以下のものを提出する。

1) 作業報告書

施工前、施工中、施工後の現場写真（カラー撮影）の工程及び剪定等の処分先までの状況が確認できるようアルバムに整理して提出する。

2) マニフェスト

第5 その他

この仕様書等に定めのない事項及び現地作業について、疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、指示を受けなければならない。